

司法書士

民法・不登法27点アップ特訓講座
無料体験冊子

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

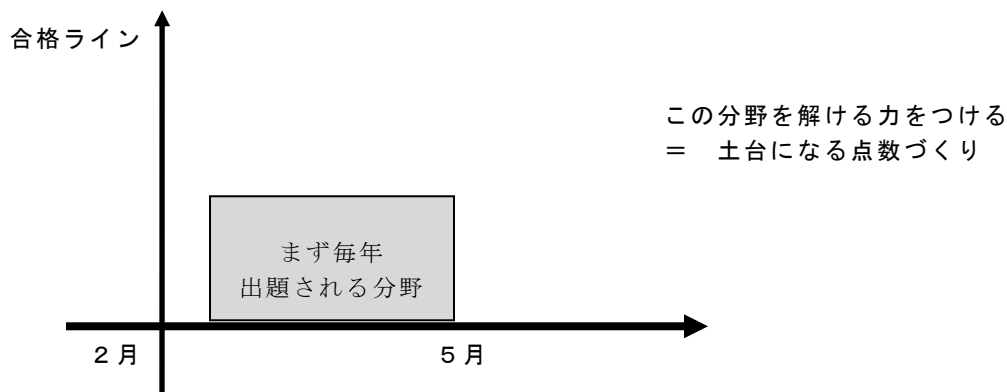


0 001921 243835

SU24383

講座のコンセプト

1. 講座の目標



2. この講義の進め方及び復習法

<レジュメ>

- ・ 奇数ページ（右のページ） その分野の知識のまとめ図表等
- ・ 偶数ページ（左のページ） その分野の必須過去問＋答練問題
（2023年目標 択一ターゲット攻略講座から抜粋＋未出知識の加入などを行っています）

<講義>

- （1）科目ごとの出題傾向と、毎年出題される可能性ある論点の確認
- （2）レジュメ奇数ページ（右のページ）の説明

<復習>

- （3）レジュメ偶数ページ（左のページ）を解く
＋ 間違えた問題は、右の図表の部分を確認する（★の位置の確認）
 - ① 初受験の方 → 過去問番号がついているもののみ
 - ② 受験回数3回以上の方 → オリジナル問題まで
- （4）定期的に偶数ページ（左のページ）を解く（すべて 又は 間違えた問題）

民法

	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	
第1章 自然人																
行為能力			◎		◎		◎		◎	○	◎		◎	◎	◎	
不在者及び失踪宣告		◎						◎				◎				A
権利能力なき社団																C
意思表示																
1 総説		◎		◎												
2 心裡留保																
3 虚偽表示				○			◎			○						
4 錯誤			◎			◎			◎	○			◎		◎	
5 詐欺・強迫										○						
第3章 代理																
代理一般		◎				◎				◎				◎	◎	
無権代理	○		◎					◎				◎				
表見代理																
第4章 無効及び取消					◎					○						
第5章 条件及び期限	◎			◎							◎	◎				B+
第6章 時効																
第1節 総説	◎			◎	◎	◎		○	◎	◎				◎		★
第2節 取得時効	◎						◎				◎					
第3節 消滅時効	◎							○					◎			

	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4	5	
物権総則																
一物一権主義																
物権的請求権				◎		◎			◎	◎			◎			
不動産物権変動	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	○	◎	◎	★

< MEMO >

第1章 時効

第1節 総説

【時効の遡及効】

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 債務者Aが債権者Bに対して負っていた金銭債務が時効により消滅した場合であっても、Aは、Bに対して、時効期間内に当該金銭債務から生じた利息及び損害金を支払うことを要する。〔オリジナル〕 | × |
| 2 | 不動産の時効取得の場合は、その登記をした時に、その所有権が時効取得者に帰属する。〔4-10-ア（53-1-4）〕 | × |
| 3 | 建物の所有権を時効により取得したことを原因として所有権の移転の登記をする場合には、その登記原因の日付は、取得時効が完成した日となる。〔27-6-ア〕 | × |

【時効の援用権者】

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 抵当不動産の第三取得者は、主債務の消滅時効を援用できないが、物上保証人は援用できる。〔13-11-ア〕 | × |
| 2 | 後順位抵当権者は、先順位抵当権の被担保債権が消滅すると先順位抵当権も消滅し、その把握する担保価値が増大するので、その被担保債権の消滅時効を援用することができる。〔20-7-ア（24-6-ア）〕 | × |
| 3 | 他人の債務のために自己の所有物件に抵当権を設定した物上保証人は、その被担保債権が消滅すると抵当権も消滅するので、被担保債権の消滅時効を援用することができる。〔20-7-イ〕 | ○ |
| 4 | 一般債権者は、執行の場合における配当額が増加する可能性があるため、他の債権者の債権の消滅時効を援用することができる。
〔20-7-ウ〕 | × |
| 5 | 一般債権者は、債務者が無資力の場合には、債権者代位権に基づき、自己の債権を保全するのに必要な限度で、債務者の消滅時効の援用権を代位行使することができる。〔オリジナル〕 | ○ |
| 6 | 詐害行為の受益者は、詐害行為取消権を行使する債権者の債権が消滅すれば、詐害行為取消権の行使による利益喪失を免れることができるので、その債権の消滅時効を援用することができる。〔20-7-エ〕 | ○ |
| 7 | 売買予約に基づく所有権移転請求権保全仮登記のされた土地について抵当権の設定を受け、その登記を経由したAは、売買予約完結権の消滅時効を援用することができる。〔オリジナル〕 | ○ |
| 8 | 債務者が、債権者のために自己所有の不動産に譲渡担保権を設定している場合、被担保債権の弁済期後に債権者から譲渡担保権の目的物を譲り受けた者は、債務者が債権者に対して有する清算金支払請求権につき、消滅時効を援用することができる。〔オリジナル〕 | ○ |

【時効の遡及効】

一般原則	時効の効力は起算日にさかのぼる（144）
所有権の時効取得	占有者は起算日に目的物の所有権を取得し、起算日以後の果実の所有権も占有者に帰属する★2.3
債権の時効消滅	債務者は起算日に債務を免れ、起算日以後の遅延損害金の支払義務も免れる（大判大9.5.25）★1

【時効の援用権者（消滅時効の場合）】

	イメージ (A B債権につき時効完成)	Cの 援用権
①主たる債務について消滅時効が完成した場合における保証人（145）・連帯保証人（145）	A → B A → C保証人	○
②担保物権の被担保債権について消滅時効が完成した場合における物上保証人（145） ★1.3	A → B A → 抵当権 C	○
③抵当権の被担保債権について消滅時効が完成した場合における抵当不動産の第三取得者（145） ★1	A → B A → 抵当権 B → C	○
④売買予約に基づく所有権移転請求権保全仮登記の仮登記権利者について、予約完結権の消滅時効が完成した場合における、不動産の所有権取得者（最判平4.3.19）	A → B 所有権移転請求権 ↓ 売買 C	○
⑤売買予約に基づく所有権移転請求権保全仮登記の仮登記権利者について、予約完結権の消滅時効が完成した場合における、不動産上の抵当権者（最判平2.6.5） ★7	A → B 所有権移転請求権 ↓ 抵当権設定 C	○
⑥詐害行為取消権を行使する債権者の被保全債権について消滅時効が完成した場合における詐害行為の受益者（最判平10.6.22） ★6	A → B ↓ 詐害行為 C	○
⑦譲渡担保権設定者が有する清算金支払請求権について消滅時効が完成した場合における担保目的不動産の譲渡担保権者からの譲受人（最判平11.2.26） ★8	A → B譲渡担保権者 清算金支払請求権 ↓ 売買 C	○
⑧先順位抵当権の被担保債権の消滅時効が完成した場合における後順位抵当権者（最判平11.10.21） ★2	A → B 1 抵 C → B 2 抵	×
⑨他の一般債権者（大判昭11.2.14） ★4 (注)	A → B C → B	×

(注) 債権者代位権に基づき債務者の援用権を代位行使できる場合がある（最判昭43.9.26）。★5

【時効の援用権者（取得時効の場合）】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 建物の敷地所有権の帰属につき争いがある場合において、その敷地上の建物の賃借人は、建物の賃貸人が敷地所有権を時効取得すれば賃借権の喪失を免れることができるので、建物の賃貸人による敷地所有権の取得時効を援用することができる。〔20-7-オ（31-6-イ）〕 | × |
| 2 | 被相続人の占有によって取得時効が完成した場合に、その共同相続人のうちの一人は、自己の相続分の限度においてのみ取得時効を援用することができる。〔31-6-エ〕 | ○ |

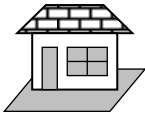
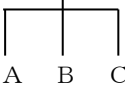
【時効利益の放棄】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 債務者は消滅時効完成前に時効の利益を放棄することができない。
〔元-2-2（11-2-ア）〕 | ○ |
| 2 | 時効の完成前に締結された「時効が完成してもその利益を受けない」という内容の契約は、有効である。〔オリジナル〕 | × |
| 3 | 債権の消滅時効の時効期間を15年に延長する特約は無効である。
〔オリジナル〕 | ○ |

【時効利益の放棄の効果】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 債務者がいったん時効の利益を放棄した後であっても、時効の利益を放棄した時点から再び時効は進行するので、再度時効が完成すれば、債務者は、時効を援用することができる。〔11-2-オ〕 | ○ |
| 2 | 連帯債務者のうちの一人が時効の利益を放棄した場合には、他の連帯債務者にもその時効の利益の放棄の効力が及ぶので、他の連帯債務者も、時効の援用をすることができなくなる。〔24-6-オ〕 | × |
| 3 | 主たる債務者がなした時効利益の放棄は、保証人に対しても効力を生ずるので、保証人は、時効を援用することができない。
〔5-3-ア（13-15-ア，29-6-ウ）〕 | × |
| 4 | 抵当権の被担保債権につき消滅時効が完成した後に、債務者が時効の利益を放棄した場合であっても、物上保証人は、当該被担保債権の消滅時効を援用することができる。〔オリジナル〕 | ○ |

【時効の援用権者（取得時効の場合）】

	イメージ	Cの援用権
①建物賃貸人について土地の時効取得が完成した場合における 建物賃借人 （最判昭44.7.15）★1	<p>乙（土地占有者－時効取得） 乙（建物所有者）A → C 賃貸</p>  <p>甲（土地所有者）</p>	×
②被相続人の占有によって取得時効が完成した場合に、その共同相続人のうちの一人が、自己の相続分の限度においてのみ取得時効を援用すること★2	<p>甲 占有→時効完成</p>  <p>Cが自己の相続のみ援用すること</p>	○

【時効利益の放棄】

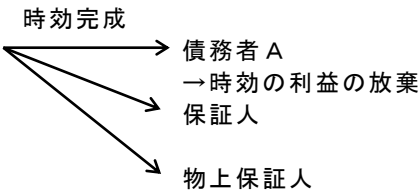
146条	時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。
趣旨	時効による権利の得喪は1つの公益的な制度であり、さらに消滅時効の場合は、債権者の強制によりあらかじめ放棄を約束させられる濫用を防止する。
時期的要件	時効完成前の放棄 → できない（146）★1.2 時効完成後の放棄 → できる（146反対解釈）
その他	債務者が時効を援用した場合には債務者において同一内容の債務を当然に負担するものとする旨の特約や時効期間を延長する旨の特約など、時効の完成を困難にする債権者・債務者間の特約は、本条の趣旨に反し無効である。★3

【時効利益の放棄の効果】

効果	時効の利益を放棄した後は、その時効の効果を援用することが許されないが、放棄後新たに時効期間が経過した場合には新たな時効が完成する。★1
相対性	時効利益の放棄の効果は相対的であり、他の者に影響を及ぼさない。（注）

（注）

<債務者Aが消滅時効の利益を放棄した場合、次の者はAの時効を援用することができるか>

		事例	可否
債権者	<p>時効完成</p> 	①Aの保証人（大判大5.12.25）★3	○※
		②Aの連帯保証人（大判昭6.6.4）	○※
		③他の連帯債務者（大判昭6.6.4）★2	○※
		④物上保証人（最判昭42.10.27）★4	○※
		⑤抵当不動産の第三取得者（大判大13.12.25）	○※

※ 時効利益の放棄の効果は相対的であり、他の者に影響を及ぼさない

【時効の完成猶予・時効の更新 全体像】

(その1)

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 売主が代金支払請求訴訟を提起した後にこれを取り下げた場合、売買契約に基づく代金支払請求権につき消滅時効の完成猶予の効力は生じない。〔オリジナル〕 | × |
| 2 | 代金支払請求権の存在を買主が承認した場合、売買契約に基づく代金支払請求権につき消滅時効の完成猶予の効力は生じない。〔オリジナル〕 | ○ |

(その2)

AがBに対して有している甲債権は、令和2年8月1日に消滅時効期間が満了するものであった。下記の事例で、令和2年11月1日の時点で甲債権について消滅時効が完成しているかを述べよ。

- | | | |
|---|--|---------|
| 3 | Aが令和2年4月1日に、甲債権の履行を求める訴えをBに対して提起し、令和2年11月1日の時点で訴訟は継続している。〔オリジナル〕 | 完成していない |
| 4 | Aが令和2年4月1日に、甲債権の履行を求める訴えをBに対して提起した後、令和2年9月1日にこの訴えを取り下げた。〔オリジナル〕 | 完成していない |

(その3)

Aは、Bとの間で、A所有の中古車をBに売り渡す旨の売買契約を締結し、売買代金の支払期限を平成15年10月1日と定めた。下記の事例で、平成26年7月6日の時点でAのBに対する売買代金債権について消滅時効が完成しているかを述べよ

- | | | |
|---|--|---------|
| 5 | Aは、平成25年9月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起したものの、平成26年3月1日、その訴えを取り下げた。
〔26-6-ア〕 | 完成していない |
| 6 | Aは、平成25年9月1日、Bに対し、当該売買代金の支払を求め、民事調停法に基づき調停の申立てをしたものの、平成26年5月1日、調停が不成立によって終了したため、同月15日、Bに対し、当該売買代金の支払を求める訴えを提起した。〔26-6-ウ〕 | 完成していない |

(その4)

- | | | |
|---|---|---|
| 7 | 仮差押え及び仮処分は、時効完成猶予事由に当たるが、これらの事由が終了しても、時効の更新の効力は認められない。〔オリジナル〕 | ○ |
|---|---|---|

【時効の完成猶予・時効の更新 全体像】

	時効の完成猶予	時効の更新
147条 ① 裁判上の請求 ② 支払督促 ③ 民事訴訟法275条1項の和解又は民事調停法若しくは家事事件手続法による調停 ④ 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加	○ その事由が終了するまでの間は、時効は、完成しない。 (注1) ★3.6	○ 事由が終了した時から新たにその進行を始める。 [平26-6-エ]
148条 ① 強制執行 (注2) ② 担保権の実行 ③ 民事執行法195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売 ④ 民事執行法196条に規定する財産開示手続又は同法204条に規定する第三者からの情報取得手続	○ その事由が終了するまでの間は、時効は、完成しない。	○ 事由が終了した時から新たにその進行を始める
149条 ① 仮差押え ② 仮処分	○ その事由が終了した時から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。	× ★7
150条 催告があったとき	○ 催告から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。	×
151条 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたとき	○ (注3)	×
152条 権利の承認があったとき	× ★2	○ その時から新たにその進行を始める

(注1) 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。★1.4.5

(注2) 強制競売手続において、執行力ある債務名義の正本を有する債権者がする配当要求は、「差押え」に準ずるものとして、配当要求に係る債権につき時効の完成猶予の効力を生ずる(最判平11.4.27)。★8

(注3) 次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。

- ① その合意があった時から1年を経過した時
- ② その合意において当事者が協議を行う期間(1年に満たないものに限る。)を定めたときは、その期間を経過した時
- ③ 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6か月を経過した時

【裁判上の請求】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | Bが、Aに対する債権をCに譲渡し、Aに対してその譲渡の通知をしたときは、その債権の消滅時効の完成は猶予される。〔21-5-エ〕 | × |
| 2 | Aの債権者Bが、債権者代位権に基づき、Aに代位してAのCに対する債権についてCに裁判上の請求をしたときは、AのCに対する当該債権の消滅時効の完成は猶予される。〔21-5-オ〕 | ○ |
| 3 | Aが所有する不動産の強制競売手続において、当該不動産に抵当権を設定していたBが裁判所書記官の催告を受けてその抵当権の被担保債権の届出をしたときは、その被担保債権の消滅時効の完成は猶予される。〔21-5-ウ〕 | × |
| 4 | 所有権に基づく登記手続請求の訴えにおいて、被告が自己の所有権を主張し、請求棄却の判決を求め、その主張が判決で認められた場合は、原告の取得時効は更新される。〔5-3-オ〕 | ○ |
| 5 | 債権者が詐害行為の受益者に対して詐害行為取消訴訟を提起した場合、当該詐害行為取消訴訟の被保全債権の消滅時効の完成は猶予されない。〔オリジナル〕 | ○ |
| 6 | AとBとは、A所有の中古自動車(以下「本件自動車」という。)をBに対して代金150万円で売り、Bが代金のうち50万円を直ちに支払い、残代金をその2週間後に本件自動車の引渡しと引換えに支払う旨の合意をした。Aは、約定の履行期に本件自動車を引き渡したが、Bが残代金の支払をしないため、Bに対し、残代金のうち60万円について、一部請求である旨を明示して、代金支払請求の訴えを提起した。この訴えの提起によっては、残代金のうち残部の40万円の支払請求権について、時効の完成は猶予されない。〔28-6-エ〕 | × |
| 7 | AとBとは、A所有の中古自動車(以下「本件自動車」という。)をBに対して代金150万円で売り、Bが代金のうち50万円を直ちに支払い、残代金をその2週間後に本件自動車の引渡しと引換えに支払う旨の合意をした。Aは、約定の履行期に本件自動車を引き渡したが、代金は50万円であって支払済みである旨主張し始めたBから、債務不存在確認の訴えを提起された。この訴訟において、AがBに対する残代金の支払請求権の存在を主張して請求棄却の判決を求めた場合には、この支払請求権について、時効の完成は猶予される。〔28-6-オ〕 | ○ |
| 8 | 不動産強制競売手続において、執行力のある債務名義の正本を有する債権者が、配当要求をした場合、配当要求に係る債権の消滅時効の完成は猶予されない。〔オリジナル〕 | × |

【裁判上の請求】

裁判上の請求とは、訴えを提起することである。訴えの形式は問わない。

ex. 給付の訴え，確認の訴え，形成の訴え，本訴・反訴（民訴146），

事例	裁判上の請求に該当するか
① 債務不存在確認の訴訟を提起された被告が、当該訴訟において債権の存在を主張して原告の請求を争い、被告勝訴の判決が確定した場合（大連判昭14.3.22）★7	○（更新） （被告が請求の棄却を求めた時）
② 債権の一部請求において、一部請求である旨が明示されていない場合（最判昭45.7.24）	債権全部について○（更新）
③ 一個の債権の数量的な一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴えが提起された場合（最判昭34.2.20）（最判平25.6.6）	明示部分 ○（更新） 残部 ○（完成猶予）★6
④ 所有権に基づく登記手続請求訴訟において、被告が自己の所有権を主張して請求棄却の判決を求め、その主張が判決で認められた場合（最判昭43.11.13）★4	原告の取得時効につき○（更新）
⑤ 抵当権設定者が抵当権設定登記の抹消請求訴訟において、抵当権者である被告が請求棄却の判決を求め、被担保債権の存在を主張したとき。（最判昭44.11.27）	被担保債権の存在について○（更新）
⑥ 競売において債権者が裁判所書記官の催告を受けて被担保債権の届出をした場合（最判平元10.13）★3	×
⑦ 債権譲渡の通知★1	×
⑧ 訴訟上、原告の請求に対して留置権の抗弁が主張された場合（最判昭38.10.30）	○（完成猶予） 訴訟中又は訴訟終結後6か月は時効の完成が猶予される
④ 債権者が、債務者の第三債務者に対する債権を債務者に代位して行使した場合（大判昭15.3.15）★2	
<p>債権者代位訴訟</p>	α 債権 → × β 債権 → ○
⑨ 債権者が、詐害行為の受益者に対して詐害行為取消訴訟を提起し、勝訴した場合（大判昭17.6.23）★5	
<p>詐害行為取消訴訟</p>	α 債権 → ×

【催告・協議を行う合意】

(その1)

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 催告により、時効の完成が猶予された後に、再度の催告をしても、再び時効の完成は猶予されない。〔オリジナル〕 | ○ |
| 2 | 売主及び買主が、代金支払請求権についての協議を行う期間を6か月とする旨の合意を口頭でしたときは、売買契約に基づく代金支払請求権につき時効の完成猶予の効力が生ずる。〔オリジナル〕 | × |
| 3 | 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたことによって時効の完成が猶予されている間に、再度書面で協議を行う旨の合意がされた場合、その再度の合意は、時効の完成猶予の効力を有しない。〔オリジナル〕 | × |
| 4 | 代金支払請求権についての協議を行う旨の合意により時効の完成猶予の効力が生じている間に売主が催告をしたときは、その時から6か月を経過するまでの間は、時効は完成しない。〔オリジナル〕 | × |

(その2)

AがBに対して有している甲債権は、令和2年8月1日に消滅時効期間が満了するものであった。下記の事例で、令和2年11月1日の時点で甲債権について消滅時効が完成しているかを述べよ

- | | | |
|---|---|---------|
| 5 | Aが令和2年4月1日に、甲債権の履行を催告したところ、Bが応じないため、Aは9月1日に再び甲債権の履行をBに催告した。〔オリジナル〕 | 完成している |
| 6 | AとBは、令和2年4月1日に甲債権について協議を行う旨を書面で合意した。この合意には、協議期間は定められていなかった。その後、Bは、9月1日に、Aに対して協議を続けることを拒絶する旨を書面で通知した。〔オリジナル〕 | 完成していない |

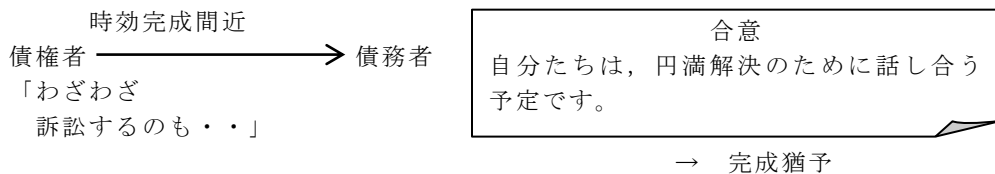
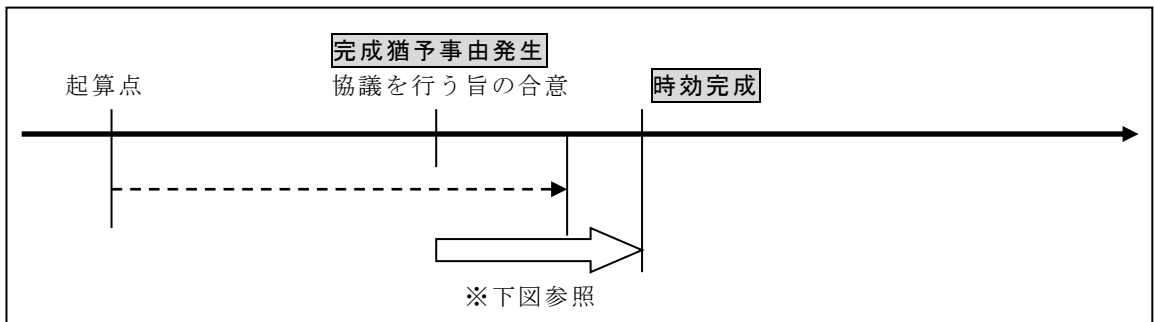
【催告・協議を行う合意】（注2）

第1行為		第2行為	第2行為により時効の完成が猶予されるか	
「協議を行う」旨の合意	→	「協議を行う」旨の合意	○ (151Ⅱ) ★3	(注1)
催告	→	催告	× (150Ⅱ) ★1.5	初めの催告による時効の完成猶予の効力しか認められない
催告	→	「協議を行う」旨の合意	× (151Ⅲ)	催告による時効の完成猶予の効力しか認められない
「協議を行う」旨の合意	→	催告	× (151Ⅲ) ★4	協議を行う旨の合意による時効の完成猶予の効力しか認められない

(注1) ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができない。(151Ⅱ)

(注2) 協議を行う旨の合意

----->>> 完成猶予事由が生じなかった場合の時効期間



権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時点までの間は、時効は、完成しない。★2

- 1号 その合意があった時から1年を経過した時
- 2号 その合意において当事者が協議を行う期間を定めたときは、その期間を経過した時
- 3号 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6箇月を経過した時 ★6

【完成猶予のみ生じるもの（149条・150条以外）の全体像】

- | | | |
|---|---|--------|
| 1 | 不法行為の被害者が不法行為の時から20年を経過する前6か月内において、当該不法行為を原因とする精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合には、その後、後見開始の審判を受け、成年後見人が選任された時から、民法第724条第2号の期間が新たに進行する。〔司法試験過去問〕 | ×
※ |
| 2 | 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から1年を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。〔オリジナル〕 | × |
| 3 | 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため時効の完成猶予の手続を行うことができないときであっても、その障害が消滅した時から2週間を経過すると、時効は、完成する。〔オリジナル〕 | × |
- ※ 成年後見人が選任された時から、民法724条2号の期間が新たに進行するわけではなく、時効の完成が猶予されるにすぎない。

【完成猶予のみ生じるもの（149条・150条以外）の全体像】

	完成猶予の内容		
158条1項 時効の期間の満了前6か月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないとき	その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から	6か月を経過するまでの間は、★2	時効は、完成しない ★1
158条2項 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するとき	その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から		
159条 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利	婚姻の解消の時から		
160条 相続財産に関する時効	相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時から		
161条 天災その他避けることのできない事象のため147条1項各号又は148条1項各号に掲げる事由に係る手続を行うことができない	その障害が消滅した時から	3か月を経過するまでの間は、★3	

<上記の条文の趣旨>

法定代理人不存在による時効の完成猶予（158Ⅰ）	制限行為能力者は法定代理人がない場合等、時効更新手続がとれないことがある
制限行為能力者の財産管理人に対する権利の時効の完成猶予（158Ⅱ）	制限行為能力者の財産を管理する法定代理人が、制限行為能力者のために自らに向けて債権の時効更新の手続をとることは困難である
夫婦間の権利の時効の完成猶予（159）	婚姻中には夫婦間で権利を行使して時効更新の手続をとることは困難である
相続財産に対する時効の完成猶予（160）	相続開始後、直ちに相続人に属した相続財産に対する時効更新手続をとることは困難である （注）
天災・事象による時効の完成猶予（161）	實際上権利を行使できない場合に、時効の進行の停止を認めないことは、権利者に酷である

【債務の承認】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 時効の利益を受ける者が時効によって権利を失う者に対してする承認は、時効更新事由であり、例えば、債務者である銀行が銀行内の帳簿に利息の元金組入れの記載をした場合が、これに該当する。
〔15-7-オ〕 | × |
| 2 | AがBに対する借入債務につきその利息を支払ったときは、その元本債権の消滅時効は更新される。〔21-5-イ〕 | ○ |
| 3 | 貸金債権の消滅時効が完成する6か月前に、物上保証人が「来月には必ず支払う。」旨を申し出た場合でも、物上保証人は被担保債権の消滅時効を援用できる。〔オリジナル〕 | ○ |
| 4 | Aは、Bに対し、返還の時期を平成23年11月1日として、金銭を貸し付けた。Cは、Aとの間で、本件貸金債権に係る債務を主たる債務として連帯保証契約を締結した。平成27年6月1日、Bは死亡し、CがBを単独相続した。Cは、平成28年6月1日、主たる債務を相続したことを知りつつ、保証債務の履行として、その一部の弁済をした。この場合、Cは、同年12月20日に本件貸金債権の消滅時効を援用することができる。〔29-6-エ〕 | × |

【時効完成前の債務の承認と時効完成後の債務の承認】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 被保佐人が保佐人の同意なしにした債務の承認は、時効更新の効果を生じない。〔5-3-エ（61-4-1、11-2-イ）〕 | × |
| 2 | AとBとは、A所有の中古自動車(以下「本件自動車」という。)をBに対して代金150万円で売り、Bが代金のうち50万円を直ちに支払い、残代金をその2週間後に本件自動車の引渡しと引換えに支払う旨の合意をした。Bは、残代金を支払わないうちに被保佐人となったが、保佐人の同意を得ないで残代金の支払債務の承認をした。この場合には、AのBに対する残代金の支払請求権について、時効更新の効力は生じない。〔28-6-ウ〕 | × |
| 3 | 未成年者であるAがその債権者Bに対してAの法定代理人Cの同意を得ないでその債務を承認したときは、Cはその承認を取り消すことができず、その債権の消滅時効は更新される。〔21-5-ア〕 | × |
| 4 | 債務者は消滅時効完成後に債務を承認した場合には、その当時時効が完成していたことを知らなかったときでも、時効を援用することはできない。
〔元-2-5（5-3-イ、11-2-ウ、11-2-エ、15-7-イ、29-6-ア）〕 | ○ |
| 5 | 債務者は時効の完成を知らずに支払猶予を申し出た場合、消滅時効を援用して債務を免れることができる。〔オリジナル〕 | × |
| 6 | 被保佐人が、自己の債務について時効が完成した後、保佐人の同意を得ずに債権者に対して債務の承認をした場合、被保佐人は、時効を援用することはできない。〔オリジナル〕 | × |
| 7 | 未成年者がその法定代理人の同意を得ずに債権者に対しその債務を承認した場合には、法定代理人がその承認を取り消したときであっても、その債権の消滅時効は更新される。〔30-6-ウ〕 | × |

信義則により援用権を喪失する

× ※

×

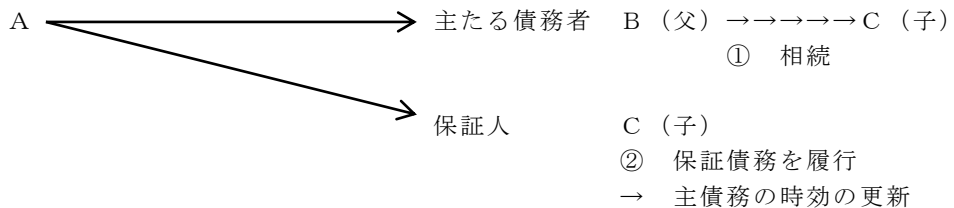
※ 時効完成後に保佐人の同意なくしてされた債務の承認は取り消すことができるので、被保佐人は、なお時効の援用をすることができる。

【債務の承認】

「承認」とは、時効利益を受くべき者が、**権利の不存在**（取得時効の場合）又は**権利の存在**（消滅時効の場合）を**権利者に対して表示**することをいう（**観念の通知**）。

債務の承認に該当する場合	債務の承認に該当しない場合
①支払猶予の懇請（大判昭2.1.31） ②代金の一部支払い（大判大8.12.26）（注） ③利息の支払い（大判昭3.3.24）★2 ④分割弁済の約束	①物上保証人が被担保債権の存在を承認すること（最判昭62.9.3）。★3 ②債務者である銀行が銀行内の帳簿に利息の元金を組入れの記載をした場合（大判大5.10.13）。★1 ③債務者が2番抵当を設定することは、1番抵当債務の承認とはならない（大判大6.10.29）。 ∴承認があったといえるためには、権利の存在の認識が積極的に相手方に表示されることを要するが、1番抵当権者に対するそのような表示がみられない。

（注）保証人が主たる債務を相続したことを知りながら保証債務の弁済をした場合、当該弁済は、特段の事情のない限り、主たる債務者による承認として当該主たる債務の消滅時効を更新させる効力を有する。★4



【時効完成前の債務の承認と時効完成後の債務の承認】

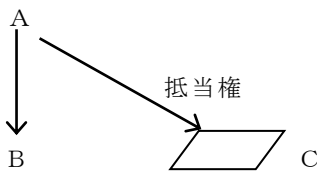
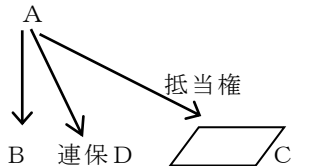
	時効完成前の債務の承認	時効完成後の債務の承認
効果	時効更新	① 時効の完成を知っていた場合 → 黙示の時効利益の放棄 ② 知らなかった場合 ★4.5 → 信義則による 援用権喪失 (最大判昭41.4.20)
承認後	その時から新たにその進行を始める	同左（最判昭45.5.21）
能力	管理能力があれば足り、処分能力があることを要しない（152Ⅱ）	行為能力（管理能力＋処分能力）が必要
未成年者による承認	法定代理人の同意必要★3	法定代理人の同意必要★7
被保佐人による承認	保佐人の同意不要（大判大7.10.9） ★1.2	保佐人の同意必要 （大判大8.5.12）★6

【時効の更新の効果】

- | | | |
|---|---|--------|
| 1 | 債務者のした債務の承認によって被担保債権について消滅時効の更新の効力が生じた場合、時効の更新は、更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ効力を有するので、物上保証人は債務者のした債務の承認によって生じた消滅時効の更新の効力を否定することができる。〔24-6-ウ〕 | × |
| 2 | 主たる債務者が債務を承認した場合でも、その連帯保証人については、時効更新の効力が及ばない。〔元-2-3 (24-6-エ)〕 | × |
| 3 | Aは、Bに対し、返還の時期を平成23年11月1日として、金銭を貸し付けた。Aは、本件貸金債権を担保するため、C所有の土地に抵当権の設定を受けた。Bは、平成27年6月1日、Aに対し、本件貸金債権の存在を承認した。この場合、Cは、平成28年12月20日に本件貸金債権の消滅時効を援用することができない。〔29-6-イ〕 | ○ |
| 4 | 物上保証人に対して担保不動産競売の申立てがなされ、その競売開始決定の正本が債務者に送達された場合、被担保債権の消滅時効の完成猶予の効力は、担保不動産競売の申立てがなされた時に生ずる。
〔オリジナル〕 | ×
※ |
| 5 | 連帯保証人AがBに対する債務を担保するためにC所有の土地に抵当権を設定している場合、Bがその土地の競売を申し立て、競売開始決定の正本がAに送達されたときは、主たる債務の消滅時効時効の完成は猶予される。〔オリジナル〕 | × |
- ※ 競売開始決定正本が債務者に送達された時に生ずる。

【時効の更新の効果】

事例	他の者に対して効力が及ぶか	
① 建物の共有部分の1人が、その建物を占有し所有権を主張する者に対し持分確認の訴えを提起	×	他の共有者に対しての時効の完成猶予又は更新はされない
② 連帯保証人が債務を承認したことにより保証債務の時効が更新された場合	×	その効力は主債務者に及ばない
③ (連帯)保証人が(連帯)保証債務の一部を弁済し時効が更新した場合	×	主債務の残部について時効は更新されない
④ 主債務者に対する完成猶予又は更新があった場合 ★2	○	保証人・連帯保証人の債務の時効について完成猶予又は更新(457I)
⑤ 要役地の共有者の一人が地役権の消滅時効についての完成猶予又は更新があった場合	○	要役地の他の共有者のためにも、その効力を生ずる(292)
⑥ 物上保証人によって担保されている債務の債務者の承認による更新 ★1.3	○	物上保証人は、債務者の承認により被担保債権につき生じた消滅時効更新の効力を否定できない(最判平7.3.10)

事例・状況	他の者の債務の時効は更新がされるか
 <p>物上保証人に対する担保不動産競売の申立てにより、競売開始決定がなされ、決定正本が債務者に送達された場合</p>	<p>○ (最判昭50.11.21)。</p> <p>正本送達時に完成猶予の効力が生じる。★4</p>
 <p>主債務者の連帯保証人の債務を担保する物上保証人に対する競売申立てと連帯保証人への開始決定の送達(主債務者に通知はない)</p>	<p>B × ★5 D ○ (最判平8.9.27)。</p>

第2節 取得時効

【時効取得の可否】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 地上権及び永小作権は、時効によって取得することができるが、地役権は、時効によって取得することができない。〔18-7-イ〕 | × |
| 2 | 債権は、時効によって消滅するが、時効によって取得できる債権はない。〔18-7-エ〕 | × |
| 3 | BがAから甲土地を譲り受けてその上に乙建物を建て、Cがこれを買収し居住するとともに、甲土地を賃借してBにその賃料を20年以上払い続けてきたが、Bが甲土地を譲り受けた直後、甲土地がAからDに譲渡されており、DがBより先に登記を備えてCに対して甲土地の明渡しを請求してきた場合、Cは、賃借権の時効取得をもってDに対抗することができる。〔オリジナル〕 | ○ |
| 4 | 賃借権及び地上権は、時効により取得することができる。
〔25-10-オ（31-6-ウ）〕 | ○ |

【所有権の取得時効の効果】

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 乙の抵当権が設定され、その登記を経た土地を、甲が時効取得した場合でも、乙の抵当権は失われない。〔2-19-ウ〕 | × |
| 2 | Aは、土地に他人の通行地役権が存在することを認識していた場合でも、当該土地の占有を継続し、時効取得の要件を満たしたときは、地役権の制約のない土地を時効取得することができる。〔オリジナル〕 | × |
- 地役権の制約の付いた土地を時効取得する

【時効取得の可否】

権利	取得時効の対象となり得るか	理由
用益物権	○ ★1.4	
賃借権	○ (注) ★2.4	
質権	○	
抵当権	×	占有を伴わないため。
留置権	×	一定の法律関係を満たすことによって取得される権利であるから。
先取特権	×	
占有権	×	事実上支配している状態があれば、即座に成立する権利であるから

(注) 賃借権の取得時効の要件として、次のものが挙げられる (最判昭43.10.8)。★3

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 継続的な用益という外形的事実の存在 ② 賃借の意思が客観的に表現されていること ※ 賃料を支払っているかどうかが重要なメルクマールとなる。 |
|---|

【所有権の取得時効の効果】

効果	原則：所有権の 原始取得 （前主の所有権に制限が付着していたとしても、そのような制限の付かない完全な所有権を取得する）（289参照）★1 例外：他人の通行地役権の存在を認容した上で占有を継続した場合には地役権の負担の付いた所有権を時効取得する（大判大9.7.16）★2
登記	保存登記ではなく 移転登記 をする（大判昭2.10.10）

【取得時効成立の要件】

- | | | |
|---|--|--------|
| 1 | Aは、Bに対し、自己所有の甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地を引き渡したが、その後、Cに対しても甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地の所有権移転登記を経由した。この場合、Bは、A所有の甲土地を買い受けた時点で甲土地の所有権を取得しており、その引渡しを受けた時点で「他人の物の占有」を開始したとはいえないので、この時点から時効期間を起算することはできない。
〔10-3-1（8-4-イ）〕 | × |
| 2 | Aは、Bに対し、自己所有の甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地を引き渡したが、その後、Cに対しても甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地の所有権移転登記を経由した。この場合、Bは、甲土地の引渡しを受けた時点で所有の意思を有していたとしても、AC間の売買及び登記の経由があったことを知ったときは、その時点で所有の意思を失うので取得時効は成立しない。〔10-3-3〕 | × |
| 3 | Aは、Bに対し、自己所有の甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地を引き渡したが、その後、Cに対しても甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地の所有権移転登記を経由した。この場合、Bが引渡しを受けた後に甲土地を第三者に賃貸した場合には、Bは、直接占有を失うので、取得時効は成立しない。〔10-3-5〕 | ×
※ |
| 4 | 所有の意思をもって平穩かつ公然に他人の物を占有した者が、占有の始めに自分に所有権があると過失なく信じていた場合には、たとえ、その後に自分に所有権がないことを知ったとしても、10年間占有を継続すれば、その物を時効取得する。〔9-11-イ（21-7-エ）〕 | ○ |
| 5 | Aは、Bに対し、自己所有の甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地を引き渡したが、その後、Cに対しても甲土地を売却し、代金と引換えに甲土地の所有権移転登記を経由した。この場合、Bは、甲土地の引渡しを受けた後に、他人により占有を奪われたとしても、占有回収の訴えを提起して占有を回復した場合には、継続して占有したものと扱われるので、占有を奪われていた期間も、時効期間に算入される。
〔10-3-4〕 | ○ |
| 6 | Aが、B所有の甲土地について、Bとの間で使用貸借契約を締結し、その引渡しを受けたが、内心においては、当初から甲土地を時効により取得する意思を有していた場合、Aは、甲土地の占有を20年間継続したとしても、甲土地の所有権を時効により取得することはできない。〔27-6-イ〕 | ○ |
| 7 | 甲土地を10年間占有したことを理由として甲土地の所有権を時効により取得したことを主張する者は、法律上、その占有の開始の時に善意であったことだけでなく、無過失であったことも推定される。
〔27-6-ウ〕 | × |
| 8 | 占有者は、善意で、平穩に、かつ、公然と占有するものと推定されるが、所有の意思は推定されない。〔司法試験過去問〕 | × |
- ※ Bは、社会観念上、賃借人を通じて甲土地に対し事実的支配を有すると認められ、代理占有を取得するから、本人Bは、それまでの自己占有とその後の代理占有を併せた期間占有を継続しているものとして、時効取得することが可能である。

【取得時効成立の要件】

要件	推定の有無
① 所有の意思をもって占有すること（自主占有）★3（注1）	○（186Ⅰ）★8
② 平穩・公然に占有が行われること	○（186Ⅰ）★8
③ 善意・無過失の場合は10年間、 悪意又は善意有過失の場合は20年間 占有を継続すること（注2）（注3）	善意 ○（186Ⅰ）★8
	無過失 ×（186Ⅰ）★7
	占有の継続 ○（186Ⅱ）
④ 他人の物であること（注4）	

（注1）所有の意思の有無の判断

所有の意思（所有者と同様の排他的支配を事実上行おうとする意思）の有無は、占有取得原因（権原）の性質によって客観的に定まるのであって、占有者の内心の意思を探求するのではない（通説）。★2

→ 賃借人の占有は、他主占有である（大判昭13.7.7）。

→ 使用借人の占有は、他主占有である。★6

（注2）善意・無過失とは、自己に所有権があるものと信じ、かつ、そのように信じるにつき過失がないことをいう。この善意・無過失は、占有の始めにおいて問題となり、その後悪意となっても、時効期間に影響を与えない。★4

（注3）占有の喪失は、取得時効を中断する（164）。

ただし、占有の喪失が侵奪行為によるときは、占有回収の訴えにより占有を回復すれば（200）、占有は継続したものとみなされる（203但書）。★5

（注4）「他人の」とは例示にすぎず、自己物についても時効取得できる。

（最判昭42.7.21）★1

【占有の承継と時効】

※下記の問題はいずれも 取得時効の要件のうち、「平穩かつ公然」の要件は、いずれも満たされているものとする。

- 1 AがB所有の甲土地に無権原で自宅として乙建物を建て、所有の意思をもって甲土地を15年間占有した後、Aが死亡し、その直後からAの単独相続人であるCが自宅として乙建物に住むようになり、5年間所有の意思をもって甲土地を占有した場合、Cは甲土地の所有権を取得する。〔21-7-ア〕 ○
- 2 甲建物に居住して善意・無過失の自主占有を8年間続けたAから甲建物を買受けた善意・無過失のBは、その買受けと同時に甲建物をAに賃貸し、Aが甲建物に引き続き居住して更に2年間が経過した。Bは、甲建物について取得時効を主張することができる。〔12-11-1〕 ○
- 3 甲建物に居住して悪意の自主占有を3年間続けたAは、甲建物をBに賃貸して引き渡した。Aは、その5年後に、甲建物を善意・無過失のCに譲渡し、Cの承諾を得て、Bに譲渡の事実を通知し、その後、更に10年間が経過した。Cは、甲建物について取得時効を主張することができる。〔12-11-2〕 ○
- 4 AがB所有の甲土地を所有者と称するCから買い受け、これにより甲土地が自己の所有となったものと誤信し、かつ、そう信じたことに過失なく3年間占有した後、甲土地をBの所有であることを知っているDに売却し、Dが7年間甲土地を占有した場合、Dは甲土地の所有権を取得する。〔21-7-イ〕 ○
- 5 甲建物に居住して悪意の自主占有を8年間続けたAは、甲建物を善意・無過失のBに譲渡して引き渡した。Bは、自ら8年間甲建物に居住した後、甲建物を悪意のCに譲渡して引き渡し、Cがこの建物に居住して2年間が経過した。Cは、甲建物について取得時効を主張することができる。〔12-11-3 (21-7-ウ)〕 ○

【占有の承継と時効】

事例 ①	<p>占有開始</p> <p>7年</p> <p>A 悪意</p> <p>占有承継</p> <p>5年</p> <p>B 善意 無過失</p>	BはAの占有を併せて主張することによって時効取得することができない。 (注)
事例 ②	<p>占有開始</p> <p>7年</p> <p>A 善意 無過失</p> <p>占有承継</p> <p>5年</p> <p>B 悪意</p>	BはAの占有を併せて主張することによって時効取得することができる。★4.5 (注)

(注) 占有の承継 (187)

- 1 項：占有者Aの承継人Bは、その**選択に従い**、Bの占有のみを主張し又はBの占有にAの占有を併せて主張することができる。★1.2.3
- 2 項：前主Aの占有を併せて主張する場合には、その**瑕疵（悪意・過失・強暴・隠秘）をも承継する**。

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU24383